

社会福祉法人潤和会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人潤和会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事において、同日に評議員会の後に引き続き理事会が開催された際、その両会議に出席した場合の報酬及び実費弁償費は、一方の会議のみの支払いとする。

(役員及び評議員の報酬等)

第4条 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人の実施する事業運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が法人の実施する事業運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人の実施する事業運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の監査指導報酬等)

第5条 監事が法人及び法人が実施する事業の運営状況を監査又は指導する業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合の取り扱いは、法人の職員旅費規程による。

(適用除外)

第7条 法人が実施する事業に従事している職員を兼務する理事には、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	7,000 円	3,000 円
評議員会出席報酬等	7,000 円	3,000 円

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	7,000 円	3,000 円
監事監査指導報酬等	27,000 円	3,000 円